

# お知らせ

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う電話再診による処方箋発行について

厚生労働省の通知により、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から慢性疾患等を有する定期受診患者様等について当該慢性疾患に対する医薬品が必要な場合に、感染源に接する機会を少なくするため、電話による診察で処方箋の発行が出来るようになりました。

### 対象患者様

- ・慢性疾患等で定期受診されている患者様で医師が電話再診による処方が可能と判断された方

### 電話再診受付時間

- ・平日 9時から16時まで

### 電話再診による処方の流れ

- ①電話再診受付時間内に当院へ電話していただき、「電話再診による処方箋の発行希望」であることをお伝えください。  
その際に、「患者氏名」「生年月日」「診察券の番号」「受診科」「主治医」「連絡先電話番号」「受取希望薬局名」「希望処方内容等」の確認をさせていただきます。  
**【受付電話番号：0857-59-1111】**
- ②主治医等の医師にお繋ぎして、電話による診察を行います。すぐに医師にお繋ぎできない場合は、確認した連絡先電話番号へ当院から折り返しお電話します。
- ③医師の電話による再診で、処方可能と判断されたら処方箋を発行します。処方箋は、当院より受取希望薬局へFAXいたします。
- ④受取希望薬局にてお薬をお受け取りください。お薬の受取等については、受取希望薬局へお問い合わせください。

### 医療費の支払いについて

- ・電話再診の医療費については、次回来院日にお支払いいただくか、当院の発行する請求書の金額をお振り込みにてお支払いください。（振込手数料は患者様負担となります。）  
(電話による診察の場合も診察代がかかりますのでご了承ください。)

※この措置は新型コロナウイルス感染拡大防止のため一時的なものですので、今後の状況により、変更・終了させていただくこともあります。予めご了承ください。